

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たす世帯は、御坊市国民健康保険税が減免となります。
減免を受けるためには、申請が必要です。



◇申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②収入が減少したことがわかる書類

【事業・農業・不動産収入の方】

令和2年1月から申請日の前月までの売り上げがわかる帳簿と、申請月から12月までの各月見込額

【給与収入の方】

事業所より交付されている令和2年1月から申請日の前月までの給与明細書と、申請月から12月までの各月見込額

- ③休業補償による保険金や損害賠償等により補填された方は金額がわかる書類
(ただし、国や市から給付された支援金及び給付金は除く)

◇申請期限 令和3年3月31日

詳しくは、国保年金課 国民健康保険係 (☎0738-23-5530) に電話でお問い合わせください。

対象者	減免割合
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯	対象保険税全額を免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、①から③までの全てに該当する世帯 ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年の収入と比べて30%以上減少する見込み ②前年の所得の合計額が1,000万円以下 ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	対象保険税の一部を減額 ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、対象保険税全額を免除

対象となる保険税

普通徴収の場合 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

特別徴収の場合 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているもの